

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告 示

- 公共測量の実施(九件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退及び廃止……………(同)……………八
- 令和三年度管理栄養師資格認定講習会及び管理栄養師資格認定講習会の指定……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………八
- 技能検定員審査の実施……………九

### 公 告

- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………二
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………二
- 土地区画整理組合の理事の失職……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(水道局)……………三

### 告 示

#### ●東京都告示第七百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市梅郷地内
- 四 測量の期間 令和三年一月十八日から同年四月三十日まで

#### ●東京都告示第八百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影及び数値図化)
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 令和二年十月八日から令和五年三月十五日まで

#### ●東京都告示第八百一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(数値図化)
- 三 測量の区域 江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、荒川区、足立区、北区及び板橋区各地内
- 四 測量の期間 令和三年一月十九日から同年六月三十日まで

#### ●東京都告示第八百二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 狛江市東野川二丁目、東野川三丁目及び東野川四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年四月二十日から同年九月二十四日まで

●東京都告示第八百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市保谷町一丁目、保谷町二丁目及び芝久保町二丁目各地内
- 四 測量の期間 令和二年九月十四日から令和四年一月三十日まで

●東京都告示第八百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京法

務局長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京法務局
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区北砂五丁目地内
- 四 測量の期間 令和二年十月一日から令和四年一月二十八日まで

●東京都告示第八百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市ひばりが丘北二丁目及びひばりが丘北三丁目各地内
- 四 測量の期間 令和二年十二月十一日から令和三年四月三十日まで

●東京都告示第八百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大泉町一丁目北土地区画整理事業個人施行者準備会代表から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大泉町一丁目北土地区画整理事業個人施行者準備会
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区大泉町一丁目地内
- 四 測量の期間 令和二年九月二十五日から令和三年九月三十日まで

●東京都告示第八百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和三年六月四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和三年四月二十一日  
稲城市大字矢野口字榎戸千三百四十番一から同番四までの各一部  
延長 三九・四八  
幅員 二・七三

仮換地 五十  
一街区 大字  
矢野口字榎戸  
千三百四十一、千三百四十一、千三百四十一、千三百四十一、千三百四十六、千三百四十六、千三百四十六の各一部

●東京都告示第八百九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称 一般社団法人介護グループぷれ

あい

二 支援法人の住所 立川市羽衣町二丁目四十一番一

号

三 支援業務を行う事務所 立川市羽衣町二丁目四十一番一

号  
四 指定年月日 令和三年五月二十六日

●東京都告示第八百十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百六十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

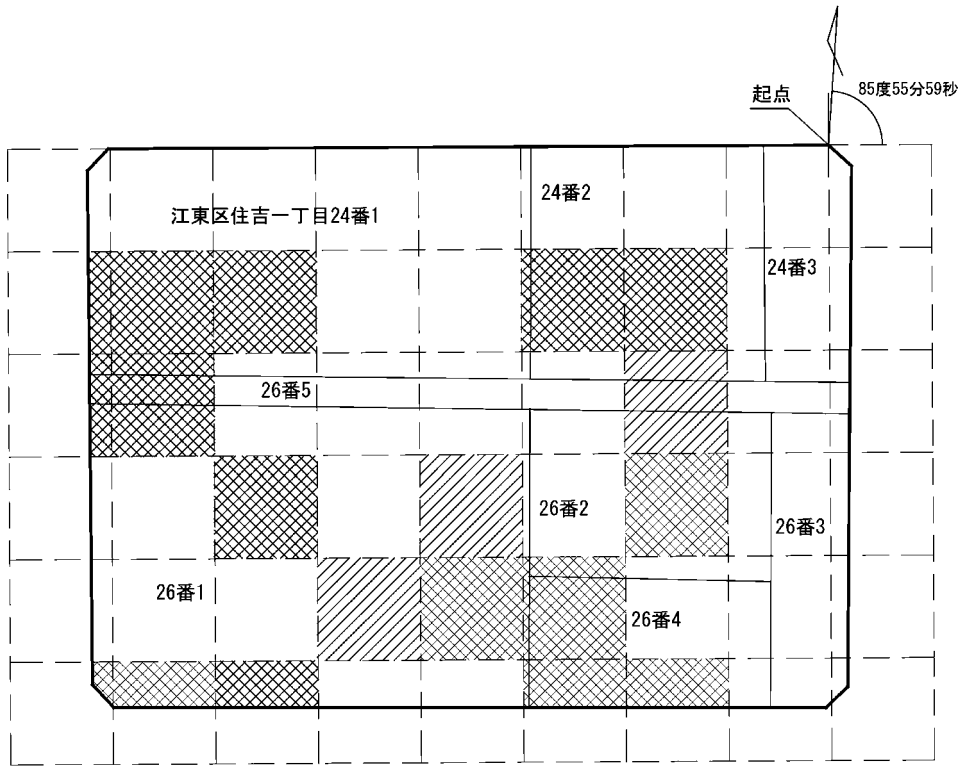
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区住吉一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例	
	筆境界
	調査範囲
	単位区画
	形質変更時要届出区域 <small>(令和元年東京都告示第568号により指定した区域)</small>
	指定を解除する区域

[起点]  
起点は、江東区住吉一丁目24番3の最北端とする。

[格子の回転角度(85度55分59秒)]  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百一十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第百六十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

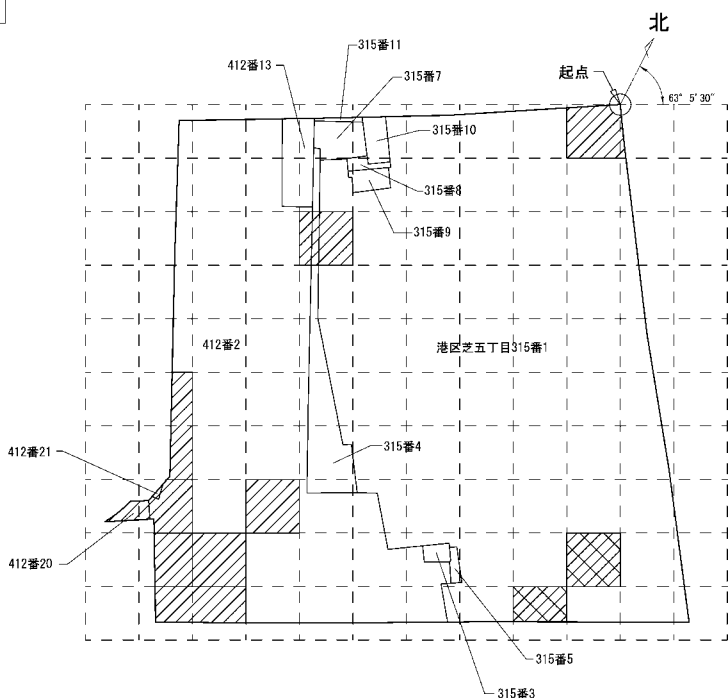
一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区芝五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起 点】  
 起点は、港区芝五丁目315番1の最北端とする。

【格子の回転角度（63度5分30秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた横並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 敷地
- 筆境界
- - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和3年東京都告示第161号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

●東京都告示第八百十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百八十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月四日

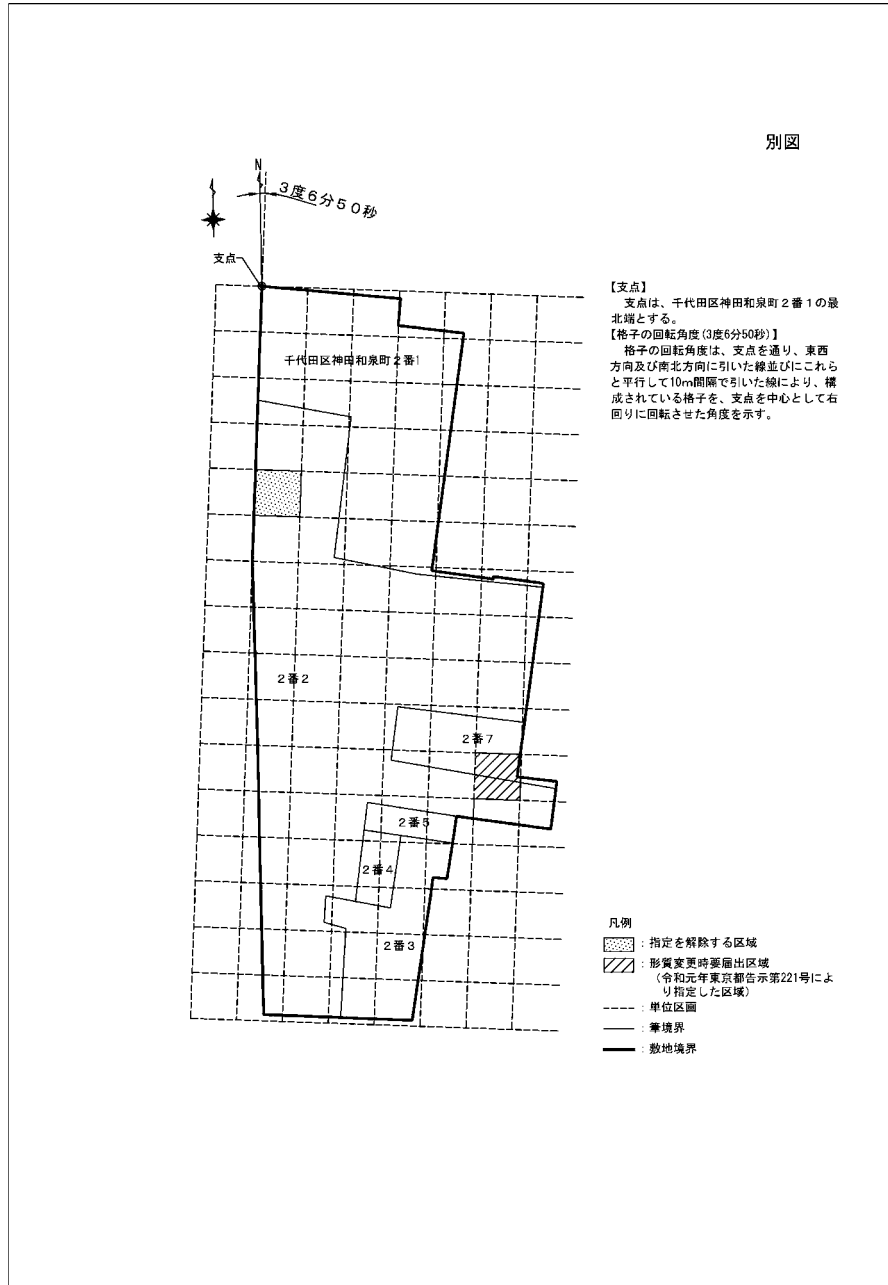
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区神田和泉町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】  
 支点は、千代田区神田和泉町2番1の最北端とする。

【格子の回転角度(3度6分50秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により、構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- ⋯⋯ : 指定を解除する区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域  
(令和元年東京都告示第221号により指定した区域)
- - - : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界

●東京都告示第八百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

（1）名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団オリーブ 清澄ケアクリニック	清澄ケアクリニック	江東区清澄3-10-16-102	平成31年3月1日
南の風メンタル	南青山メンタルクリニック	港区南青山2-12-15南青山2丁目ビル9階	平成31年4月1日
中野セントラルパーククリニック	医療法人社団共進会 中野セントラルパーククリニック	中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス棟2階	同日
社会医療法人社団森山医会 森山脳神経センター病院	社会医療法人社団森山医会 東京脳神経センター病院	江戸川区西葛西7-12-7	同日
メンタルクリニック	二船クリニック	立川市柴崎町3-5-7 安田ビル4階	同日

（2）所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
医療法人社団晴心会 比賀クリニック	墨田区江東橋3-10-84階	墨田区江東橋3-10-8 オーク錦糸町ビル4階	平成31年3月21日

薬局（精神通院医療）

（1）名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
ヤマグチ薬局船堀店	セントラルビル薬局	江戸川区船堀2-22-13	江戸川区船堀2-22-14 NSセントラルビル1階	平成31年1月1日

（2）名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
みらくる薬局日本橋店	ココ薬局日本橋店	中央区日本橋堀留町2-6-6 ライフサイエンスビル1階	平成31年1月1日
竹内調剤薬局 東大店	竹内調剤薬局 本郷店	文京区本郷7-3-1 南研究棟1階A	平成31年4月1日
宇津薬局 高井戸店	けやき薬局	杉並区高井戸東2-13-8 プリマヴェーラ1階	同日
アークス薬局明神町店	本町調剤薬局明神町店	八王子市明神町4-3-9 クリオ京王八王子ビル102号	同日
イサク薬局	会営イサク薬局	小金井市桜町1-8-4	同日

（3）所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
拜島調剤薬局	昭島市拜島町3-1-20 クロノス拜島South I 陸B号室	昭島市拜島町3-1-20 水野ビル1階B号室	平成29年5月10日
恵誠堂薬局	福生市南田園2-15-5	福生市南田園2-15-2	平成30年10月1日
ゆりの木薬局 広尾店	渋谷区広尾5-3-13 1階	渋谷区広尾5-16-3	平成31年3月4日
地蔵通り薬局	新宿区政代町33	新宿区水道町2-2 淡路ビル1階	平成31年4月1日
吉田薬局西六郷支店	大田区西六郷1-42-16	大田区西六郷1-50-15	同日
ミネ薬局多摩センター店	多摩市落合1-39-1 マグレブEAST2階	多摩市落合1-39-1 マグレブEAST1-2	同日
ひばり薬局 東十条店	北区東十条3-1-11	北区東十条3-16-17	令和元年5月1日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

（1）名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
zen place 訪問看護ステーション品川	ぜん訪問看護ステーション品川	品川区区 葉4-24-2 育進ビル1階	平成31年4月1日

（2）所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
ガイアリハビリ訪問看護ステーション	中央区新富2-14-6 ONZE1852ビル7階	中央区淡1-2-1 ミナトビル2階	平成30年9月1日
訪問看護ステーション こころ千川	豊島区千早1-28-13	豊島区千早2-42-10	平成30年11月1日
インターピーシング訪問看護ステーション	新宿区下落合4-6-14 the ANNE Xビル201号	新宿区北新宿4-30-8-201	平成31年4月1日
訪問看護ステーション西	足立区扇3-26-7	足立区西新井本町2-23-1	同日

●東京都告示第八百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があつたので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
東京ほくと医療生活協同組合 赤羽東診療所	北区志茂4-14-2	平成31年3月31日

(2) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
大塚駅前診療所	豊島区南大塚3-43-11 福祉財河ビル5階	平成31年3月31日

薬局(精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
有限会社よしだ薬局	練馬区石神井町4-12-14	平成31年3月31日

(2) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
株式会社勝谷薬局	荒川区荒川1-31-9	平成30年12月28日
くにたち中薬局 旭通り店	国立市東1-15-32	平成31年1月31日
ミツヤ薬局	世田谷区南島山6-6-2 サンマルシェビル1階	平成31年2月28日
内池薬局	世田谷区三軒茶屋1-9-13	平成31年3月21日
世田谷調剤薬局	世田谷区世田谷1-15-11 K-SQUARE 1階	平成31年3月30日
コトブキ調剤薬局 駿河台店	千代田区神田駿河台1-8-4 1 お茶の水ビル1階及び2階	平成31年3月31日
ツルミ薬局	足立区竹の塚1-19-2	同 日
なの花薬局 やよい店	文京区弥生1-6-3	平成31年4月1日

●東京都告示第八百十五号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和三年六月四日

東京都知事 小池百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 令和三年九月六日から同月八日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和三年十一月八日、同月十五日及び同月十六日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

ウ 令和三年十二月六日、同月十三日及び同月十四日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

エ 令和四年二月十四日、同月二十一日及び同月二十

二日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一



(二) 管理美容師

ア 令和三年九月六日から同月八日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和三年十月二十五日から同月二十七日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

ウ 令和三年十一月八日、同月十五日及び同月十六日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

エ 令和三年十一月二十二日、同月二十九日及び同月

三十日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

オ 令和三年十二月六日、同月十三日及び同月十四日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

カ 令和四年二月十四日、同月二十一日及び同月二十

二日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

キ 令和四年三月十四日、同月十五日及び同月二十二

日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

三 受講料

一万六千円

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第178号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月4日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の種類

普通自動車免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となつてゐる事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1

項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和3年7月5日 (月曜日) から同月9日 (金曜日) までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1

番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和3年6月17日 (木曜日) 及び同月18日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年6月7日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。  
イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。  
 エ 運転免許証を提示すること。  
 7 審査手数料  
 19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装  
 (1) 携行品  
 ア 運転免許証  
 イ 筆記用具  
 (イ) 黒色又は青色のボールペン  
 (イ) 赤色のボールペン  
 (2) 服装  
 自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付  
 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。  
 10 問合せ先  
 警視庁運転免許本部運転者教育課  
 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出  
 こころい

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二

百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。  
 令和三年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称  
 特定非営利活動法人バイオ未来キッズ

二 代表者の氏名  
 西山 徹

三 主たる事務所の所在地  
 中央区八丁堀二丁目三十番十六号 丸高八丁堀ビル三階

一 名称  
 特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動

二 代表者の氏名  
 秋本 悦男

三 主たる事務所の所在地  
 豊島区高田三丁目八番五号 セントラルワセダ四〇七号室

一 名称  
 特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

二 代表者の氏名  
 関口 宏聡

三 主たる事務所の所在地  
 港区芝四丁目七番一号 西山ビル四階

一 名称  
 特定非営利活動法人日本テニスウエルネス協会

二 代表者の氏名  
 松枝 禮

三 主たる事務所の所在地  
 世田谷区松原五丁目二十三番二号

特定非営利活動法人の認定について  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。  
 令和三年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称  
 特定非営利活動法人国際化学オリンピック日本委員会

二 代表者の氏名  
 玉尾 皓平

三 主たる事務所の所在地  
 千代田区神田駿河台一丁目五番地 化学会館三階

四 認定の有効期間  
 令和三年三月十五日から令和八年三月十四日まで

一 名称  
 NPO法人社交ダンス文化振興会

二 代表者の氏名  
 瀬古 薫希

三 主たる事務所の所在地

渋谷区代々木一丁目三十一番十三号 マグナ工業ビル

六階

四 認定の有効期間

令和三年四月二十二日から令和八年四月二十一日まで

土地区画整理組合の理事の失職について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九  
九条第一項の規定により野津田東土地区画整理組合理事長  
村野幸司から次に掲げる者が令和三年四月十三日付けで理  
事を失職した旨の届出があったので、同条第二項の規定に  
より公告する。

令和三年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

氏名 住 所

小菅 晁 町田市野津田町三千七百三十四番地二

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

令和三年六月四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

小平市上水本町四丁目千四百 神奈川県川崎市多摩区布田  
五十六番四、同番五の一部、三十二番四十号  
千四百五十七番十五、千四百 株式会社フジユキ

五十八番三、千四百五十九番  
一、同番三の一部及び同番六  
代表取締役 遠藤 幸治

東村山市青葉町一丁目五番二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体  
にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、令和三年六月四日から四月以内に東京都産業労働  
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
に到着するように提出してください。

令和三年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 上池台東急ストア
- 二 店舗所在地 大田区上池台五丁目二十三番五号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝

六 変更後の設置者の代表者名 大山 一也

七 変更日 令和三年四月一日

八 届出日 令和三年五月二十一日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和三年六月四日から同年十月四日まで。ただし、東京都の休日に  
関する条例(平成元年東京都条例  
第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

一 店舗名 伊勢丹新宿本店

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか  
株式会社三越伊勢丹ほか三名

三 設置者名 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか  
株式会社三越伊勢丹

四 設置者住所

五 変更を行った設置者名

六 変更前の設置者の代表者名 杉江 俊彦

七 変更後の設置者の代表者名 細谷 敏幸

八 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹

九 変更前の小売業者の代表者名 杉江 俊彦

十 変更後の小売業者の代表者名 細谷 敏幸

十一 変更日 令和三年四月一日

十二 届出日

令和三年五月十七日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

令和三年六月四日から同年十月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年六月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年六月四日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名

伊勢丹新宿本店

二 店舗所在地

新宿区新宿三丁目十四番一号ほか

三 設置者名

株式会社三越伊勢丹ほか三名

四 設置者住所

新宿区新宿三丁目十四番一号ほか  
店舗内 百五・一五立方メートル及び容量

五 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内 百四十七・四〇立方メートル

六 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和四年一月十八日

七 変更日

令和三年五月十七日

八 届出日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和三年六月四日から同年十月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年六月四日

東京都水道局長 浜佳葉子

指定番号

商号

代表者

住所

廃止年月日

九七一一七

北和管工 北島正生

埼玉県入間市大字仏子

設備

令和元年十二月二

八六〇一

有限会社 三水工業

菱田 博文

埼玉県さいたま市南区内谷四丁目十一番九号

令和二年五月八日

六二二〇

八王子管 工事工業 協同組合

原島 栄造

八王子市東浅川町五百十六番地九

令和三年三月三十一日

七〇六九

石井工業 所

石井 巖

葛飾区立石一丁目十一番二号

同日

九一八二

株式会社 藤田工業

藤田 隆文

足立区東綾瀬二丁目三番三号

同日

六五五二

大神田建設株式会社

中村 聡

中野区新井一丁目二十番六号

同年四月十三日

六三六四

メンテナ ス星野

星野 志郎

葛飾区南水元一丁目九番二一四〇

同日

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

一筒月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

